## 「シルバー派遣事業」の特色

- ●シルバー人材センター連合会が、厚生労働大臣に届け出ることで 実施することができます。
- ●派遣するシルバー会員の長い経験に裏打ちされた技能、知識が期待できます。
- ●公共的、公益的団体からの派遣なので、信頼できます。
- ●これまでの「請負・委任」による就業ではできなかった従業員と混在した働き方や指揮命令の伴う業務を、シルバー派遣事業では可能となります。



# シルバー派遣事業の利用料金

 シルバー
 =
 ①
 (①+②)

 派遣料金
 +
 (①+②)

 の賃金
 +
 (①+②)

 ×20%
 ×税率

# シルバー派遣事業を利用するまでの流れ

依頼•相談

新潟県シルバー人材センター連合会 燕市事務所(以下当事務所)にお問い合わせください。(ご依頼は「就業 発注依頼票」をご提出ください。)

> 「就業発注依頼票」は、このリーフ レットの下からダウンロードできます。

- 2 派遣料金の 見積書を当事務所から送付いたし 見積り ます。
- 3 契 約 当事務所と派遣基本契約及び派遣 個別契約を締結いたします。
- が<br/>
  <br/>
  <br



### 受注形態による違い

0.00	請負・委任	派遣事業
事業主体	(公社)燕市シルバー人材センター	(公社)新潟県シルバー人材センター 連合会 燕市事務所
契約	シルバー人材センターとの請負・ 委任契約	連合会燕市事務所との派遣契約派遣法による契約書類
身 分	会員	派遣労働会員
就業形態	会員との雇用関係はない	連合会燕市事務所と会員の雇用 契約で派遣先で就業
就業	週20時間以内 ※会員のみで独立して就業できる作業 ※発注先の指揮命令は受けることができません ※発注先の従業員との混在作業は不可能 就業期間は人が基準 会員就業基準による 会員就業規約が適用	週20時間以内 ※発注先の指揮・命令による就業 ※発注先の従業員と混在作業可能 派遣期間は、60歳以上の会員の場合、期間制限がかからない適用除外に該当する ため、継続して就業することが、可能です。 派遣労働会員就業規則が適用
請求	月末締め シルバー人材センターから請求 支払いもシルバー人材センターへ	月末締め 連合会燕市事務所から請求 支払いも連合会燕市事務所へ
請求代金支払日	請求書記載日もしくは 事業所支払日	月末締め翌月10日までに入金
会員への支払日	翌月15日 金融機関休日の場合は前日営業日	翌月15日 金融機関休日の場合は前日営業日
傷害事故	シルバー人材センター団体障害 保険により対応	新潟県シルバー人材センター連 合会労災保険により対応
損害事故	シルバー人材センター損害補償 保険により対応	派遣先(発注先)で対応 新潟県シルバー人材センター連 合会には補償する義務はない
自動車	車輌を使う作業は派遣で対応	派遣先の自動車保険で対応
手数料等	配分金に対して8%	作業費に対して20%
消費税	内税	外税

### 公益社団法人

### 新潟県シルバー人材センター連合会 燕市事務所

〒959-1263 燕市大曲3015番地 (公益社団法人 燕市シルバー人材センター内)

TEL:0256-64-2483 Fax:0256-64-4017

HP:https://webc.sjc.ne.jp/tsubame/ Eメール:tsubame@sjc.ne.jp



# 事業所の皆様へ

経験豊かなシルバー世代を 新たなパワーとして活用してみませんか?

シルバー人材センター

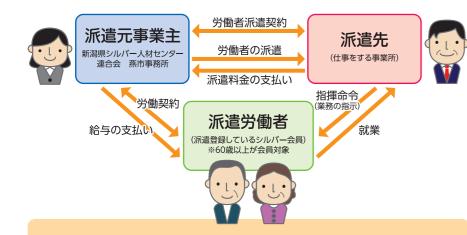
派遣事業の

ご案内



燕市事務所

### ◆ シルバー派遣の仕組みと概要



- ①派遣労働者は、派遣先の指揮命令を受けて就業します。この場合、派 遣先の従業員と一体となっての業務の遂行ができます。
- ②派遣労働者は、新潟県シルバー人材センター連合会との間に労働契約を結んだ燕市シルバー人材センターの会員です。
- ③新潟県シルバー人材センター連合会は、派遣先と派遣個別契約を結びます。
- ④雇用期間は、労働契約に定める労働派遣に従事する期間です。
- ⑤派遣労働者の受入れに係る期間制限については、60歳以上である シルバー派遣労働者には適用されません。

# ◆ 働<形態

シルバー派遣での就業は、臨時的・短期的な業務(おおむね月10日程度以内のもの)又は軽易な業務(おおむね週20時間を超えないもの)になります。その働き方は、現役世代の労働者などが1人で行う業務を、複数の高齢者が、時間や日にちで分担して行うローテーション就業が基本となります。

なお、県知事から特別な指定を受けた業務については、週40時間まで就業することできます。

### 臨時的・短期的な 就業

又は

軽易な業務

おおむね月10日程度 以内のもの

おおむね週20時間を 超えないもの

### ▶保

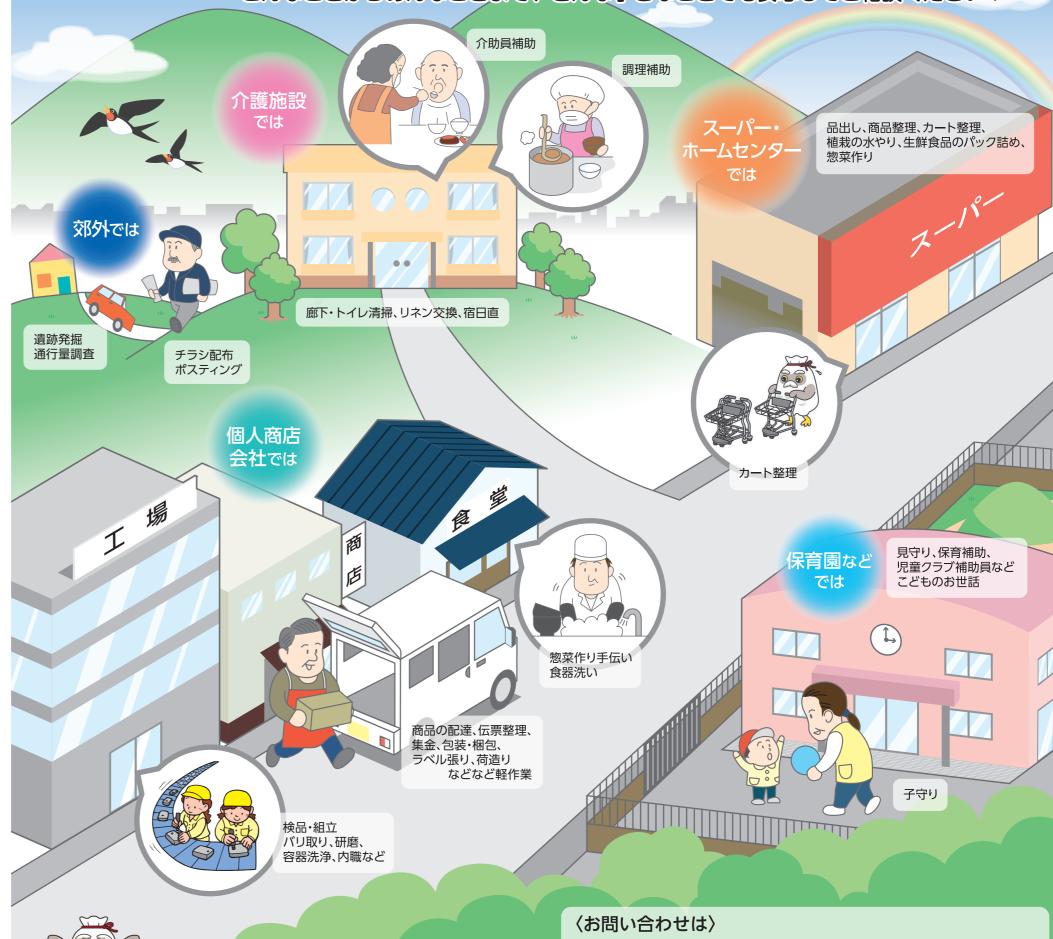
険

シルバー派遣労働者には、労働者災害補償保険が 適用されますが、雇用保険及び社会保険(健康保険及 び厚生年金保険)は適用されません。

なお、県知事から特別の指定を受けた業務で、その 労働時間が週20時間以上の場合は雇用保険の対象と なり、労働日数及び労働時間が一般社員のおおむね4 分の3以上の場合は社会保険の対象となります。

# まちのあちこちで…シルバー人材が活躍しています。

こんなことからあんなことまで、どんな小さなことでも安心してご相談ください!



ご案内のお仕事は一例です。

それ以外にもどうぞお気軽にお問合せください!

公益社団法人 新潟県シルバー人材センター連合会 燕市事務所 TEL:0256-64-2483